

四日市市楠ふれあいセンター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 3 7 号

四日市市楠ふれあいセンター条例施行規則を廃止する規則

四日市市楠ふれあいセンター条例施行規則(平成 1 8 年四日市市規則第 4 3 号)は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(市民生活部市民生活課)